

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

問題なし

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナンバーカードを持っていない方の場合

健康保険証

(~2025.12/1)

資格確認書

(2024.12/2~)

資格確認書
有効期限
XXXX
氏名 山田太郎
負担割合 3割
保険者名 ●●●

マイナ保険証

※追加で保険証の提示は不要

※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

医療保険の資格情報	
保険者名	●●組合
負担割合	3割
氏名	山田花子

※追加で保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要

【再診の場合】

過去の受診で
請求に必要な
資格情報を把握
していれば、
患者への口頭
確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書

被保険者資格申立書

署名 山田太郎

(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

「保険証廃止延期法案」（保険証併用法案）提出について

「紙の保険証」廃止延期に関する基本的な考え方

立憲民主党は医療分野のデジタル化を推進する立場である。
だが、政府のマイナ保険証の普及第一の強引な取組みは、マイナ保険証の利用率低迷を招き、かえって医療DXへの信頼を損ねている。

マイナ保険証を巡る混乱が続く中で、現行の健康保険証（紙の保険証）の廃止は拙速極まりない。
廃止を延期し、現在の併用状態を継続すべきである。

マイナ保険証利用時の主なトラブルと紙の健康保険証「廃止」による今後のリスク

◎マイナ保険証利用時に生じている主なトラブル

- ・災害等による停電等により、機器やネットワーク回線などハード面に不具合が生じ、マイナ保険証のみでの患者の医療保険に関する資格確認ができない事案が多発。
- ・マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れのためマイナ保険証として使えず、患者の医療保険に関する資格確認ができない。
- ・転職や転居等による医療保険に関する資格の変更が迅速に更新されず、医療機関や端末で「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される。
- ・暗証番号を忘れたり、顔認証がうまくいかず資格確認ができない。
- ・医療費の自己負担割合が誤って表示される。

患者のリスク

- ・上記のようなトラブルでマイナ保険証のみでの資格確認ができないことにより、いったん10割負担を求められる。また、10割負担を求められたために受診を諦めた結果、病気やケガが重症化する危険性があり、最悪の場合には、急激な悪化より死に至るケースも考えられる。
- ・マイナ保険証に関するトラブル対応で受付が混乱し、待ち時間が長くなる。
- ・マイナ保険証への対応が困難な地域の小規模な医療機関が閉院し、周辺住民が遠い医療機関に通院を余儀なくされ、医療難民となるおそれがある。

医療機関のリスク

- ・「紙の保険証」併用時にはトラブル対処方法として有効だった「紙の保険証」による確認ができなくなり、トラブル解決が困難になる。
- ・マイナ保険証に関する様々なトラブルや機器の操作にサポートが必要な患者への対応などで受付が混乱し、受付業務の負担が重くなる。

本年5月以降、資格確認のトラブルにより患者が10割負担を求められた例が少なくとも1,241件発生している。今はマイナ保険証が使えなくても「紙の保険証」により資格確認をすることができるが、本年12月2日（法施行日）以降、「紙の保険証」は順次有効期限を迎えてマイナ保険証のみになる者が増えていくことで上記のリスクが顕在化しかねない。

また、自動車の運転免許では、運転免許証とマイナンバーカード（マイナ免許証）との両方の所持が認められる（併用）ことになっている。都市部を中心に所持しない者がいる運転免許証に比べて、全国民の命に直結する健康保険証は併用により、より一層トラブル回避に万全を期すべきである。

このため、上記のリスクにさらされる者が増加する前に、当面の間、紙の健康保険証の廃止を延期すべきであり、早期に『保険証廃止延期法案』を提出・成立させる必要がある。

【名古屋市長選】最新ニュースはこちら

ニュース 連載 話語・探検り 地元たび 顔面を見る 嵐崎 プレイメント 逢入に逃げ お出かけ

各> 2/11

「マイナ保険証でトラブル」76% 県保険医協 県内の医療機関調査

2024年10月30日 05時05分 (10月30日 13時13分更新)

健康保険証とマイナンバーカードを一体化したマイナ保険証について、県内の開業医でつくる県保険医協会が、5月以降に医療現場で発生したトラブルを会員に聞いた調査結果を公表した。資格情報が無効と誤って表示されるなど、トラブルが「あった」との回答は76.8%に上った。

現行の保険証の新規発行が12月2日に終了し、マイナ保険証に原則一本化されるのを前に実態を把握するため、8、9月に会員のいる830機関に調査票を送り、29%に当たる241機関から回答を得た。トラブルが「あった」としたのは185機関で、氏名の漢字が「●」で表示されたり、カードリーダーが接続不良となったりする例も目立った。

トラブル時の対応では、その日に持ち合わせていた保険証での確認が最多。自由記述では、元日の能登半島地震で通信線が切れ、カードリーダーが使えなくなったとして、マイナ保険証のみになった際のトラブルを心配する声もあったという。23日に県庁で会見した三宅靖会長は「国民全員が保険診療を受けられるという原則が揺らぐような事態はまかりならない」と述べた。(河野晴気)



<ユースクが調べます!> 北陸中日新聞「Your Scoop (ユースク) ~みんなの取材班」は、無料通信アプリLINE (ライン) でつながった皆さんからの暮らしの疑問や困りごとを記者がとことん掘り下げ、疑問の解消や社会・地域課題の解決を目指します。事件事故などの情報や写真・映像の提供、不正の告発も受け付けています。秘密は厳守します。LINEで友だち登録し、ご投稿ください。

関連キーワード

石川



北陸中日新聞のご購読案内

便利な中日プラスサービス
中日新聞購読者は会員登録無料!

【PR】企画特集

進むワーク・ライフ・バランス
愛知県発の「休み方改革」を全国へ対談ページを公開中!

手作りクリスマスメニューに挑戦
楽しく学ぶ!小麦粉の世界
親子食育教室 参加者募集中

北陸中日新聞 イベント情報

北陸中日新聞 思い出新聞

地域の取材網

北陸中日新聞から

石川

富山

「マイナ保険証」 県内51医療機関「トラブル・不具合あり」

マイナンバーカードを健康保険証と一体化させた「マイナ保険証」の利用状況について、群馬県内の医療関係者の団体が調べたところ、県内の51の医療機関がことし5月以降に「トラブルがあった」と回答したことがわかりました。

政府は、来月2日にこれまでの健康保険証の新規発行を廃止して、マイナンバーカードと一体化させた「マイナ保険証」への移行を進めています。

こうしたなか、県内の医師や歯科医師などで作る「群馬県保険医協会」は、ことし9月、マイナ保険証の利用状況についてアンケート調査を行い、県内の66の医療機関から回答を得ました。それによりますと、このうち、7割以上に当たる51の医療機関が、ことし5月以降に「トラブル・不具合があった」と回答したということです。

具体的な内容を複数回答で尋ねたところ、「カードリーダーの接続不良・認証エラー」が33件、「名前や住所で●が表記される」が31件、「資格情報が無効」が28件でした。

一方、対応としては、持ち合わせていた健康保険証で確認したケースがほとんどで、2つの医療機関では、患者にいったん、医療費の10割負担を請求したケースもあったということです。

群馬県保険医協会は「医療現場におけるトラブルは解消されていない。利用者が使いやすいように健康保険証を残すことを検討する必要がある」とコメントしています。

11/11 11:23

[ニュース・トップへ](#)

[NHK前橋放送局](#)
[日本語版トップ](#) / [全国のニュース](#)

(c)NHK

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

附則第一条第二号中「第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二條から第二十五條まで及び第二十七條」を「附則第二条の規定、附則第二二条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項の改正規定及び附則第二十五条」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二

十二条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日

附則第一条の次に次の一条を加える。

（別に法律で定める日の検討）

第一条の二 前条第五号の別に法律で定める日については、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

附則第二条中「前条第二号」を「附則第一条第二号」に改める。

附則第九条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則第十六条中「附則第一条第二号」を「附則第一条第五号」に、「第二号施行日」を「第五号施行日」に改める。

附則第十七条から第十九条までの規定中「第二号施行日」を「第五号施行日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し、国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること等に鑑み、被保険者証等の廃止及び電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等の資格確認に必要な書面の交付等に係る部分の施行期日を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日まで延期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

一 被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日の改正

(番号利用法等改正法附則第一条新第五号及び新第一条の二関係)

1 番号利用法等改正法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）をいう。）のうち、被保険者証の廃止に関する改正規定の施行期日を「公布の日〔令和五年六月九日〕から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日〔令和六年十二月二日〕」から「公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日」に改めること。

2 1の「別に法律で定める日」については、医療保険各法等の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策

の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

二 施行期日等

(附則等関係)

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>一の二 次条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日</p> <p>二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十</p>

八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第二十二条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項の改正規定及び附則第二十五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 〔略〕

五 第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を経過した日以降において別に法律で定める日

〔別に法律で定める日の検討〕

第一条の二 前条第五号の別に法律で定める日については、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定による電子資格確認による被保険者及び被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）であることの確認が安全かつ確実に行われるための環境整備の状況、被保険者等が療養を受

八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

ける際の医療保険の被保険者証等の利用の状況、医療保険の被保険者証等の廃止が高齢者及び障害者をはじめとする被保険者等に支障を及ぼさないようにするための施策の策定の状況、医療保険の被保険者証等の廃止に関する国民世論の動向その他の事情を勘案して検討し、その結果に基づいて定められるものとする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。))第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。)の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第九条 本籍地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。)は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所(特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。))第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。)の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第九条 本籍地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。)は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所(特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、

又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

254 〔略〕

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条

区又は総合区の区役所とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

254 〔同上〕

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。次条において同じ。）又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険医療機関等（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。）から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。）から指定訪問看護（同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。）を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条

の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が第五号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第五号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第五号施行日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第五号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第五号施行日から

の規定による改正前の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。）は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間（当該期間の末日が第二号施行日から

起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第五号施行
日から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正
後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含
む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為につ
いては、第五号施行日前においても行うことができる。

起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行
日から起算して一年間とする。は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正
後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含
む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為につ
いては、第二号施行日前においても行うことができる。